

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	騒音区域内世帯数及び総人口報告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	空港部空港地域振興課 電話番号 0476-20-1520	
個人情報ファイルの 利用目的	騒音区域内の世帯数が、N A Aから交付される成田国際空港周辺対策交 付金の算定基礎となっており、その集計のため	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3Lden（時間帯補正等価騒音レベル）	
記 録 範 囲	騒防法対象地域の住民	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	市民課より電算委託業者（株式会社D S K）を経由して収集	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	航空機騒音地域補助金所有者一覧表	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	空港部空港地域振興課 電話番号 0476-20-1520	
個人情報ファイルの利用目的	航空機騒音地域補助金（補助対象資産に係る固定資産税、都市計画税の50%相当額の補助）を交付するため	
記録項目	1氏名、2住所、3補助金額、4振込先口座、5電話番号、6財産状況、7課税・納税額	
記録範囲	騒特法防止地区及び防止特別地区内の土地、家屋並びに騒防法第一種区域の住家とその宅地の所有者	
記録情報の収集方法	・市民課より電算委託業者（株式会社D S K）を経由して収集 ・資産税課より直接及び電算委託業者（株式会社D S K）を経由して収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	納税課（地方税法第20条の11に基づく）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田空港騒音対策地域連絡協議会役員名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	空港部空港地域振興課 電話番号 0476-20-1520	
個人情報ファイル の利用目的	会議等の連絡・調整のため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	騒音地域の住民	
記録情報の 収集方法	成田空港騒音対策地域連絡協議会より名簿の提出	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		